

令和8年度北海道の未来共創メタバース事業委託業務 企画提案指示書

1 業務名

令和8年度北海道の未来共創メタバース事業

2 業務の目的

近年、若年層を中心に道内から首都圏等への人口流出によって、地域でのコミュニティ活動の維持や産業の担い手の確保などが喫緊の課題である。

一方、本道出身者や観光・ビジネス訪問、勤務での居住、地縁のある者など、様々なきっかけにより、北海道への興味や憧れを抱いて関わり合いを望む者も存在する。

こうした中、若年層をターゲットに、メタバースを新たな情報発信ツールとして活用し、道政情報の発信や参加者同士が交流できるイベントを開催し、北海道ファンとなる関係人口の創出・拡大を図る。

3 委託業務の内容

業務の実施にあたっては、イベント集客者数などの実績値（アウトプット）だけでなく、事業効果（アウトカム）が図られるような適切な指標を設定すること。

実施にあたり設備・機材の借上が必要な場合、受託者が調達し、その費用はすべて契約金額に含めるものとし、著作権関係や個人情報保護の処理を適切に行うこと。

(1) 情報発信ツールとしてのメタバース空間の創設・管理

ア プラットフォーム

活用するメタバースのプラットフォームは、指定しない。なお、新たに空間構築はせず、令和7年度 Connect 北海道推進事業で作成した空間（EZONE）を活用可能とし、他団体の空間と連携した取組も可能とする。

イ メタバース空間の管理

メタバース空間の管理については、委託者が行うものとする。また、委託者が管理するためのパソコン1台とWi-Fi環境を受託者が用意すること。

ウ メタバース空間におけるCMSツールの開発

道政情報の発信のため、空間内に設置している画像・動画を委託者が設置・差し替えができるような仕組みを実装すること。

(2) メタバース空間を活用した交流イベントの開催

ア 開催回数

イベントは1ヶ月程度開催するものとし、期間中にゲストを招聘したイベントを1回程度開催するものとする。

イ 開催日時

委託者と協議の上、決定することとし、より多くの方に参加いただけるよう、曜日や時間帯、期間等を検討すること。

ウ 参加募集

イベント期間中は、1,000名以上の参加者を確保すること。

エ 開催内容

(ア) 道内外の若年層の興味・関心が高まるような北海道らしいテーマを適宜設定すること。

(イ) 参加型のイベントとし、プログラムは、セミナー、トークセッション、交流会、体験ツアー、ゲームなど種類は問わないが、北海道らしくかつメタバースならではの体験ができ、参加者同士が楽しみながら積極的に交流することができる仕掛けとすること。

(ウ) 北海道ゆかりの著名人やメタバースに関連するインフルエンサーなどのゲストの招聘や、ゲストと参加者の交流など趣向を凝らした仕掛けを取り入れること。また、ゲストを招聘する場合は、進行役を配置するなどし、ゲストと参加者が円滑に交流することができるよう工夫すること。

(エ) 委託者が市町村等と連携したイベント等を運営できるよう受託者がサポート体制を構築すること。

オ その他

- (ア) 特殊な機器や高い動作環境がなくとも参加できる環境とし、表示やマニュアルなどは日本語対応を必須とし、空間上の自分の位置が分かるような仕掛けなど、参加者のアクセシビリティに配慮したものとすること。
- (イ) 空間全体や各ブースなど参加人数を適切にカウントできる仕組みを取り入れることとすること。
- (ウ) 集客力や事業効果を高める工夫や仕掛けを取り入れること。

カ 募集告知

- (ア) 募集や周知のためのメインビジュアルを作成し、メタバース内での広告のほか、集客に結びつく有効なPR手法として活用すること。なお、PRにあたっては、下記媒体も活用することとし、下記媒体への登録など既存の施策との相乗効果が図られるよう工夫すること。

(委託者所管の媒体)

・ DOORS, hokkaido	[note]
・ " "	[X]

- (イ) 内容は道公式Youtube「移住だべさ！北海道チャンネル」でアーカイブ配信するなど、参加されていない方にも本事業の取組が浸透する手法とすること。

- (ウ) 参加者の募集について、予算の範囲内でプレゼント企画の実施も可能とするが、その際に景品など個人への給付に係る費用を委託料から支出することは不可とする（景品等の調達が必要な場合は、委託者と相談すること。）

(3) フォローアップ調査

イベント終了後、速やかに参加者を対象としたWebでのフォローアップ調査を行い、その結果をとりまとめ分析すること。調査内容は、参加前後の北海道への関わり方に対する意識や行動の変化に関するものとし、アンケート回収率を高める効果的な手法で実施すること。

(4) 実施結果報告書の作成

上記の事業について、次のとおり実施結果報告書を取りまとめ提出すること。

なお、本事業における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

- ・ 紙媒体及び電子データ一式（紙媒体はA4版 2部）

4 業務実施にあたる留意事項

- (1) 実施にあたっては、利用者から参加料は徴収しないこと。
- (2) 既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については本事業の対象とはならない。
- (3) この事業により知り得た個人情報等を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない（この事業が終了した後においても適用するものとする）。
- (4) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないことから、再委託とならないよう、必要に応じて首都圏に所在する事業者等とのコンソーシアム（複数法人による連合体）により実施すること。
また、主たる部分に当たらない業務であっても第三者に委託、又は請け負わせる予定がある場合には、その旨、事前に委託者の承諾を得ること。

5 契約の方法等

- (1) 契約方法 総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

6 提案及び審査の項目

提案及び審査項目	
1	実施体制
	①実施体制・役割等
2	実施手法
	①業務処理工程表
3	実施方策
	①情報発信ツールとしてのメタバース空間の創設・管理
	②メタバース空間を活用した交流イベントの開催
	③募集告知
	④フォローアップ調査

※記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとすること。
- ウ 実施方策については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

7 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

8 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による

- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和8年(2026年)4月13日(月)17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも10部
※1部は提案者名を記載したもの。残り9部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和8年(2026年)4月20日(月)17時(必着)
- (5) 提出場所 11の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

10 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先
郵便番号 060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎5階)
北海道総合政策部地域創生局地域政策課移住交流係(担当:井端)

電話 011-204-5089 F A X 011-232-1053

電子メールアドレス hokkaido.iju@pref.hokkaido.lg.jp